

一般社団法人日本内視鏡外科学会 大上賞選考委員会規則

第1条(目的)

この規約は、定款第63条第3項の規定および委員会規則第2条第2項の規定に基づき、大上賞選考委員会（以下「この委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条(任務)

この委員会は、次の事項を任務とする。

- (1) 大上賞の受賞対象者を選考すること
- (2) 前号のほか大上賞に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること。

第3条(組織)

委員会規則第4条ないし第6条の規定にかかわらず、この委員会の組織および編成は次の通りとする

- (1) 委員会は理事長が指名する各領域の代表10名以内で構成し、委員長は理事長が指名する。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条(審議結果)

大上賞選考に関する審査結果は理事会に報告してその承認を受けるものとする。

第5条(選考手続)

大上賞選考手続については別に定める「日本内視鏡外科学会大上賞選考内規」による。

第6条(委員会規則)

この委員会の組織及び運営については、この規約に定めるもののほか、委員会規則の定めるところによる。

附則

この規約はこの法人設立の登記の日（平成22年10月1日）から施行する。